

# 省令準耐火構造(木住協仕様) 拡大仕様普及講習会「Q & A」

201003

講習会等において皆様から寄せられた質疑に対し、回答を以下に整理します。

なお、木住協発行の「特記仕様書」及び木住協の公開している「Q & A」の内容は、建築基準法等の法令による規定の代わりになるものではありません。

建築物を省令準耐火構造とするか否かによらず、関係法令の規定は遵守する必要があることにご注意ください。

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
1	ダウンライト、天井埋め込みエアコン	P37	屋根直下以外の防火天井被覆材(強化石膏ボード等)を貫通して設備機器等を取り付ける場合、「不燃材料又は準不燃材料で造るか覆う」となっているが、ダウンライトや天井埋め込みエアコンの場合、天井内部に被覆材による箱を造ってそこに取付けなければならないか。又は、防火被覆材(グラスウール等)で覆うだけでよいのか。	P37 図2.1.17記載の通り、天井被覆材を貫通するダクト等は、「不燃材料又は準不燃材料で造る又は覆う」必要があります。従って、鋼板製のダウンライト等であれば追加の措置は必須ではありません。不燃材料又は準不燃材料以外の器具については、被覆材による箱を造らなくとも、不燃材料であるグラスウール等で覆うことで設置が可能です。なお、以上は当該天井が屋根直下であるか否かを問わず共通のルールとなります。	
2	天井と壁の被覆材の取り合い部	P35 1.9その他	<p>壁と天井の取り合い部に、クロスの子リ切れ対策として、塩ビ製の見切材をつけたいが、省令準耐火では不可と聞いています。 左図のように受材があればよいですか？ 見切り材が防火タイプのものであればよいですか？</p>	壁・天井の防火被覆材を隙間なく連続させることが必要なので、これらの被覆材の間に樹脂製の見切材を挟むことはできません。	
3	外周壁貫通の配管		<p>外壁を貫通する給気口の配管は塩ビスリーブ管でも良いのですか。</p>	防火被覆材を貫通するダクト等は不燃材料又は準不燃材料で造るか覆う必要があります。塩ビスリーブ管の周りに、不燃材であるグラスウール又はロックウール等を設置する必要があります。	
4	天井の防火措置	P23 1.6	屋根直下の天井は、グラスウール100mmが当て木のどちらかでよいという規定に変わったのでしょうか。	被覆材が1枚張りの場合、目地裏の当て木、又は グラスウール等の規定の不燃性断熱材の設置のいずれかとすればよいという規定に変更されました。なお、本規定は屋根直下以外の天井についても同様となります。	
5	屋根断熱の場合の当て木の要否	P23 1.6	屋根断熱のため、直下の天井部分にグラスウールを設置しない場合、せっこうボード目地部の当て木は不要ですか。	被覆材を2枚張りとし目地をずらす場合、あるいは天井裏面に、規定の不燃性断熱材を設置する場合を除き、目地部に当て木を設ける必要があります。	
6	あらわしとする材に取り付ける接合金物	P28	柱、梁それぞれを室内空間(吹抜け等)で、あらわしとする場合その接合部分、柱・梁、梁・梁、柱頭、柱脚部分の金物の取付け方法に制限はないのでしょうか。ボルト引きの穴の加工(断面欠損)、ボルトそのものの材料の制限はありますか。	金物の形状・材質等には特に規定はありません。金物を取り付けるためのボルト穴、スリット、座彫り等の加工については、必要最小限として下さい。	
7	柱・はり以外の部材のあらわし		火打ち、母屋、小屋束等を現しにする場合、部材の大きさに柱、梁と同様に規制があるのですか。	火打ち、母屋、小屋束等については柱・はりと同様の基準が適用されます。	
8	屋外に面する柱のあらわし	P29	内部のあらわしの場合、断面の大きさに制限がありましたが、外部の化粧柱の場合、サイズの大きいもの(例えば5寸以上)であればよいですか？	今回(2009年版)の改訂で追加された仕様は、柱の室内に面する部分をあらわしにするものです。屋外に面する部分はこれまで通り、規定の被覆材で覆う必要があります。材寸が大きければ良いということはありません。	
9	木製ルーバー		外部にデザインで木製のルーバーなどを取付けても良いですか		
10	軒裏換気口		外部は防火構造ということですが、軒裏換気部も制限を受けますか	省令準耐火構造では規定していません。建築基準法の内容や運用に照らして必要に応じて建築主事とご相談ください。	
11	換気フード		キッチンや浴室の換気フードは、防火構造の制限を受けますか		
12	板張りによる内装	P15 1.5	内部にデザインで板貼りを考えているのですが、石膏ボードの上に施工すればよいのですか。またある程度厚い板材を使用して石膏ボード貼りを省略できませんか。	壁・天井の規定の防火被覆の上から他の面材を取り付けることは可能です(内装制限が掛る建築物は注意)。厚い板材を使用することによって、規定の被覆材を省略することはできません。	
13	コンセント・スイッチ		コンセントやスイッチ部分は措置が必要ですか。	防火被覆材を貫通して設備機器を取り付ける場合、壁・天井内に火炎が侵入しないよう以下のいずれかの防火被覆を施します。 器具の裏面に石膏ボードや鋼製の枠で被覆する。 器具の裏面をロックウール断熱材、グラスウール断熱材等で被覆する。 必要以外の開口部分について金属製のプレート等により被覆した器具を使用する(金属で裏打ちされた表面プレートまたは鋼製ボックスでも可)。	
14	野縁と野縁受けの仕口		天井下地で野縁と野縁受けを相欠きして取り付けても良いのですか。	省令準耐火構造の規定では問題ありません。天井を支える用をなす強度設計に注意して下さい。	
15	筋かいの断面寸法		筋かいには断面寸法の制限がありますか。	特に規定はありません。	
16	エアコン等設置用の下地合板		エアコンやカーテン設置用の下地合板は石膏ボードの裏に取り付けられれば良いですか。	その通りです。	
17	巾木		巾木の取り付けも制限を受けますか。	壁の防火被覆材の下端が床材まで達していれば、その上に取り付けの巾木には特に制限や条件はありません。巾木の裏面に防火被覆材がないような納まりは認められません。	
18	不燃系断熱材設置の要否	P23~27	ロックウール及びグラスウール等を使用せずに省令準耐火構造とすることは可能ですか？	これまでは屋根直下以外の天井については不燃性断熱材の敷設が必須でしたが、今回の改訂により、被覆材の目地部への当て木の設置、被覆材を2枚張りとし上下で目地をずらす、のいずれかを実施することにより、不燃性断熱材の設置は必須ではなくなりました。	
19	フェノール系断熱材の使用	P23~27	フェノール系の断熱材をロックウール、グラスウールの代替として使用することは出来ないのでしょうか。	グラスウール・ロックウールと材質を明示している部分については他の断熱材を使用することはできません。それ以外の部分に断熱材を追加することは自由で、その場合には材質も不問です。	
20	特記仕様書に記載のない断熱材	P23~27	グラスウール、ロックウール以外に使用できる断熱材はありますか。		

No	項目	ページ等	質問	回答	備考
21	設計、施工のチェックリストについて	P71～73	保険会社に提出するものは「特記仕様書の表紙の写し」となっていますが、チェックリストは必要ないのでしょうか。	不要です。チェックリストは会員会社(実施管理者)が保管して下さい。なお、木住協から求めがあった場合にはコピーを提出してもらいます。	
22	せっこうボード以外の製品の使用		壁・天井などをせっこうボードと同等の製品を使用する場合はそれを仕上げ材として使用してもよいでしょうか。(内壁)	特記仕様書のそれぞれの項に規定されているもの以外の材料を防火被覆材として使用することはできません。	
23	屋根パネル		屋根パネルを使用する場合はどのような基準で適合させればよいですか。	「屋根パネル」がどのようなものか不明ですが、木造軸組工法の範疇で、屋根の葺材、直下の天井や野縁等の仕様が特記仕様書の規定に合致する必要があります。	
24	スキップフロア		スキップフロアとしている建物は省令準耐火構造として建築可能でしょうか。	可能です。壁・天井間のファイヤーストップや各室区画の措置を講じるべき箇所の見落としのないようご注意ください。	
25	小屋束のあらわし		2階勾配天井であらわし梁がある場合で、その上部に小屋束が必要な場合は耐火被覆は必要でしょうか。	小屋束は、柱と同様に被覆を設けるか、1面以上をあらわしとする場合は、その面数に応じた断面寸法とする必要があります。なお、勾配天井部分の防火被覆材および下地も特記仕様書に記載の仕様でなければなりません。	
26	地下室の仕様		地上2階、地下1階の3層物件ですが、地上2階は木造軸組の2階建、地下は鉄骨パネルにコンクリートを流し込む仕様としています。地上2階部分は省令準耐火仕様にするのですが、地下は鉄骨パネルの為そのような必要がないと思っています。このような場合でも省令準耐火として認めてもらうことが出来るのでしょうか。	木住協が承認を得ている地下室との組合せは、木造とRC造の地下室との組合せのみです。フラット35を利用するか否か等に応じて必要な各機関に問合せをして下さい。	
27	階段のささらの取り付け方法		階段のササラ桁を取り付ける場合には壁のせっこうボードを貼った上に施工する件ですが、「壁または天井のボードを貫通して設備器具を取り付ける場合にあっては、その裏面を不燃材料で覆うものとする。」に準じた施工でよいのではないですか。駄目な場合貫通する物の基準は何でしょうか。	今回の改訂で追加された柱あらわし・はりあらわしの規定を活用すれば、壁の防火被覆材の面を柱面に揃えて、ササラを柱に直接取付けることも可能となります。耐力壁や胴差等との取り合いの納まりにも十分に注意して下さい。 なお、階段のササラ桁の裏面を不燃材料で覆うだけでは被覆材が連続しているとはみなせません。	
28	戸建形式	P53	階数について「連続建・共同建は地上2階建以下」とあるが、3階建の重ね建と2階建の連続建が水平方向に連なって1棟になったものにも適用できますか。	戸建形式は、以下の通りとなります。 共同建部分を有する「共同建」 に該当せず重ね建部分を有する「重ね建」 に該当せず連続建部分を有する「連続建」 に該当しない「一戸建」 ご質問の形態は「重ね建」となるため地上3階建までが可能です。	
29	ガラスブロック		間仕切壁に採光のためのガラスブロックを設けることは可能ですか？	間仕切壁の開口部(建具等)には何も規定がありません。周辺の壁との境が開口部端と同様の仕様が確保されていれば、ガラスブロックを用いることも問題ありません。	
30	胴縁	P13・15・16 特記仕様書1.3 の4.イ・1.5の4. イ・1.5の5.イ	「胴縁その他の横架材に」とあるが、胴縁を使っても良いか。使う場合の材寸は？	防火被覆材は、柱・間柱に直接(又は補強面材を挟んで)留め付けなければならないので、胴縁を用いる場合もその面を柱、間柱等と揃えなければなりません。材寸については特に規定はありませんが、被覆材の目地部分に配置される材(質問の場合は胴縁)については、「当て木」とする必要があるため特記仕様書記載の仕様とする必要があります。	